委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月13日

| 1.執行機関の別 | 1: 都道府県知事·市区町村長等 | | |
|-----------------------------|---|--------|--|
| | ○ 知事 | 市区町村長等 | |
| 2.都道府県名 | 東京都 | | |
| 3.市区町村名 | 荒川区 | | |
| 4.届出番号 | 3 | | |
| 5.独自利用事務の事例番 号 | 97-1 | | |
| 6.届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynamber/mynumber.html | | |

執行機関名 荒川区長

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1.準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|----------------------------------|--|---|
| | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則((平成11年東京都規則第112号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 番号法別表第1の項 | 70 | |
| 番号法別表第2の項 | 97 | |
| 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び の該当部分 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ〈個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の5の項感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則((平成11年東京都規則第112号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1条 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年 東京都規則第112号)第1条 |
| 事務の趣旨又は目的 | <u>要な措置を定める</u> ことにより、 <u>感染症の発生を予防</u> し、及び <u>そのまん延の防止</u> | 第1条 この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「法」という。)の施行に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号。以下「令」という。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるとともに、 <u>結核患者の医療費の助成に関し必要な事項を定める</u> ものとする。 |
| 独自利用事務の関連規範 | | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例 |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 | | |
|---------|---|--|--|--|
| 根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 49 条 項 1 号 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第19条 | | |
| | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項の 費用負担の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> | 結核患者又はその保護者に対する医療費の助成の申請に係る事実についての <u>審</u> 査に関する事務 | | |
| 特定個人情報1 | | | | |
| 根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 49 条 項 1 号 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第19条 | | |
| 情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 | | |
| | 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若し〈は扶養義務者に係る市町 村民税に関する情報 | 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若し〈は扶養義務者に係る市町村民 税に関する情報 | | |
| | | | | |
| 備考 | 本事務は、事務処理特例条例により、東京都から委任されている事務である。 | | | |